

「秋田県合同就職面接会」開催要領

1 目的

令和4年3月に大学（院）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）を卒業（修了）予定の学生（令和3年3月以前に大学等を卒業した者（以下「既卒者」という。）を含む。）と、県内企業が一堂に会した面接の機会を設けることにより、学生の県内就職を促進するとともに県内企業の人材確保を支援する。

2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

3 開催日時及び会場

日時 令和3年8月26日（木）

午前の部 10時30分から12時30分まで（10時受付開始）

午後の部 13時30分から15時30分まで（13時受付開始）

会場 秋田ホテル（秋田市中通2-6-1）

なお、参加企業は、各部とも最大60社（重複なし）、午前午後で最大120社とし、午前午後のうち、**どちらか一つの部**に参加できることとする。

4 実施内容

(1) 企業の採用担当者による面談

- ① 面談の回数は、午前の部で4回、午後の部で4回とする。
- ② 面談時間は、**1回あたり25分（企業説明15分、質疑10分）とし、間に5分間の移動時間**をはさむ。
- ③ 面談の内容は、学生からの「参加申込書」の提出と、企業からの概要説明や個別面談及び質疑応答とする。

なお、企業の都合により既卒者を対象としない場合を認める。

(2) 相談対応、情報提供等

各部とも、会場内に以下の相談対応等を行うブースを設ける。

- ① ハローワーク職員による就職相談、アドバイス等
- ② 公務員採用の相談、情報提供等
- ③ 福祉、建設、ICTの仕事に関する相談
- ④ 県内就職に関する情報提供等（U I J ターン相談を含む）

5 参加条件

(1) 学生等

令和4年3月に大学等を卒業予定の学生及び既卒者（以下「学生等」という。）とする。

(2) 企業

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 新卒者又は既卒者等の採用予定があること。（原則として、開催日までに大卒等の求人申込書を管轄のハローワークへ提出すること。）
- ② **県内に本社又は主たる事務所があること。それ以外の企業にあっては、採用後の主たる勤務地が秋田県内であること。**（県外事業所等において一定期間行う研修等は除く。）
- ③ 労働基準法等の労働関係法令違反等により、職業安定法に基づくハローワークの求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ **秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」**（以下「こっちゃけ」という。）**に企業情報、採用情報、インターンシップ情報**（以下「企業情報等」という。）**を掲載していること。**（「9 採用選考に関する遵守等」について、御留意ください。）

なお、学生等に対し、企業訪問する際の形式的な条件（履歴書持参、企業への事前エントリー等）を課すことはできないことに留意すること。

(3) 参加費用

学生等・企業ともに、参加費は無料とする。

ただし、会場までの交通費・宿泊費等は参加者の負担とする。

6 学生等の参加申込等

事前申込は不要とする。

参加を希望する学生等は、あらかじめ、参加申込書の様式を「こっちゃけ」の「秋田県合同就職面接会」案内ページ内からダウンロードし、必要事項を記入の上、受付に1枚提出する。なお、参加申込書の様式は、当日会場にも備え付け、当日申込可能とする。企業ブースを訪問する際は、1企業につき参加申込書を1枚提出する。

7 企業の参加申込等

(1) 参加申込方法

参加を希望する企業は、「こっちゃけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、企業情報等を掲載の上、ダッシュボードの「合同就職面接会・説明会案内」の申込みフォームに**必要事項を全て入力**し、参加申込をすること。

午前と午後の参加決定については、移住・定住促進課が行うが、**いずれかの部にしか**

参加できない企業は、その旨を申し出ることができる。 その場合、申込フォームの「確認事項」にその旨を入力すること。

「こっちゃけ」の会員登録が未了の企業は、トップページの「新規会員登録」から会員登録申請をしIDの発行を受け、企業情報等を掲載の上、参加申込みをすること。

「こっちゃけ」のシステム不具合による場合を除き、電子メール・ファクス・電話その他の方法による参加申込は認めない。

(2) 申込期限

令和3年7月12日（月） 午後5時

ただし、**申込多数の場合は、期限前に締め切り**、申込少数の場合は、申込期限を延長することがある。

(3) 参加決定通知について

移住・定住促進課は、参加を認める企業に対し、令和3年7月26日（月）までに「こっちゃけ」の各企業の編集画面ダッシュボードにその旨を通知するとともに、「秋田県合同就職面接会」案内ページの「参加企業」に表示させ、当該表示をもって参加決定通知書の送付に代えるものとする。

「参加企業」に表示されていない企業の参加は、原則として認めない。

参加申込した企業は、令和3年7月27日（火）を経過しても「参加企業」に表示されない場合は、必ず移住・定住促進課に連絡すること。

(4) 問い合わせ先

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁舎5階

電子メール hello3751@mail2.pref.akita.jp

電話 018-860-1248

【8月26日開催】秋田県合同就職面接会」案内ページURL

<<https://kocchake.com/pages/meeting/p12028>>

8 参加企業情報の公開

(1) 参加企業一覧

移住・定住促進課は、参加申込時に記載した事業内容や募集職種、「こっちゃけ」の企業情報ページ・採用情報ページの掲載内容をもとに、「参加企業一覧」を作成する。

参加企業は、参加申込みをした時点で、移住・定住促進課による「参加企業一覧」の作成及び公表を承諾したものとする。

(2) 参加企業情報の更新等

参加企業は、「こっちゃけ」の掲載内容を随時見直し、現況と齟齬がないよう情報を更新する。

9 採用選考に関する遵守等

参加企業は、政府からの「2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（要請）（令和2年3月31日付け）」及び就職問題懇談会「2021年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）（令和2年3月16日付け）」の内容について遵守するものとする。

また、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ、既卒者についても卒業後少なくとも3年間は新卒採用求人に応募できるよう努めるものとする。

10 企業の参加辞退

参加企業は、やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに7(4)の問い合わせ先あてに**電子メール及び電話によりその旨を連絡する**。ただし、開催日の7日前以降の辞退は、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいいため厳に慎むものとする。

11 新型コロナウイルス感染症に関する対策等

(1) 開催の可否

開催までの間に、国の緊急事態宣言又は県新型コロナウイルス感染症対策本部からの自粛要請等が出された場合、その内容に従い会の中止や学生等・企業参加者（以下「参加者」とする。）の制限をする場合がある。

(2) 感染防止対策

- ① 参加者及び運営スタッフに対して、受付時に体温測定と手指消毒を実施し、熱・咳などの風邪症状がある場合や、体温が37度5分を超える場合などは入場を認めない。
- ② 参加者からの同意を得た上で、参加学生等が提出する「参加申込書」、及び参加企業が提出する「出席者申出書」は、感染拡大防止の必要があった場合の連絡先として使用する。
- ③ 参加者及び運営スタッフは、会場内では必ずマスクを着用する。
- ④ 各ブースに飛沫防止パーテーションを設置し、訪問者の手指の消毒や椅子等の拭き取りを実施する。
- ⑤ 「密集」「密接」を避けるため、各ブースの滞在時間と参加人数を制限する。併せて、参加者が待機時間等に密とならないよう、随時声かけを行う。
- ⑥ 参加者に対して事前の感染防止対策の実施や、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」・「秋田県新型コロナ安心システム」の利用を呼びかける。